

社協の 福祉だより

第85号

2019.10

笑顔と体操が 長寿の秘訣!



CONTENTS

- 八橋1区敬老会……………①
- 除雪機購入費助成事業について……………②～③
- ことうらあんしん相談支援センター……………④
- 福祉委員、愛の輪協力員研修会報告、
夏休みボランティア体験報告……………⑤
- 共同募金活用助成事業、フードドライブの募集……………⑥
- 心のふれあいほか……………⑦
- 福祉大会開催案内、ことうら福祉検定フェスティバル、
開催案内、相談日のお知らせ……………⑧

職員が集落での行事やサロンなどで
介護予防体操などのお手伝いをします
ので、ご相談ください。

(八橋1区敬老会)

みんなで支え合い、共に生きる福祉のまちづくり ～一人ひとりが輝くために～

編集・発行 社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会

本所：〒689-2352 琴浦町大字浦安123番地1 TEL 52-3600 FAX 53-2035

支所：〒689-2501 琴浦町大字赤碕1113番地1 TEL 55-1124 FAX 55-1137

URL(ホームページ) <http://www.kotoura-shakyo.jp>

Eメール 社会福祉協議会(代表) fukushi@kotoura-shakyo.jp ボランティアセンター vc@kotoura-shakyo.jp

「福祉だより」は皆様からいただいた会費で発行しています。



くりのために



この事業は
赤い羽根共同募金の
助成金で実施しています



平成22年12月31日
豪雪災害の様子
(琴浦町内国道9号線)



〈申請された除雪機〉

積雪の時季が近づいていますが、地域の中には、高齢や病気などで、自分では自宅周辺道路までの除雪ができていく、緊急時などに車両が入れないという事もあります。支援の必要な方を含め誰もが孤立しないために、社協は今年度から一定の基準のもと、集落に対して、共同募金の配分金で除雪機購入費助成事業を行い、この度申請のあった保一区に助成を決定しました。

『除雪機購入費助成事業』の

決定を受けて



保一区福祉委員・小区長

三 浦 常 義

保地区は琴浦町役場・東伯中学校・大山乳業・ショッPINGセンターピアやJR浦安駅への幹線道路が交错する地区です。また、東伯中学校・八橋小学校への児童生徒の通学路もあります。

しかし、集落内は道幅が狭く曲がりくねった道路が保地区の3分の1を占め、雪が降れば例年根雪となつてしまいます。

そのため降雪時には、道幅の狭い道路の除雪対応に毎年苦心しており、安心安全というところでは不安がありました。

現在の保地区の高齢化率は35.6%と高く、空き家・一人世帯の増加や通院・買物が困難な方もあるなど課題を抱えています。

そんな状況のなか「歳末たすけあい募金」で「除雪機」助成の決定という朗報に感激し、大変喜んでいきます。



支援合う地域づ

保一区は高齢化などで人手不足もあり、除雪作業には大変苦労しておりました。今回の除雪機が決定したことで、除雪の際の作業が容易になることや、保地区内の狭い道路や一人世帯・病気のある方の自宅までの除雪がすみやかに行えます。積雪時に孤立することなく、緊急時でも車両が入ることができるなど、効果的に活用したいと考えております。

「除雪機」の管理・運営は大区長を中心に役員会で十分に検討し、地区住民の安心安全とともに「明るいまちづくり」の寄与に努めます。

社協が実施する『除雪機購入費助成事業』について



琴浦町消防団長

門 脇 正 人

除雪機購入助成事業は、今年度新規事業として取り組まれたことを集落の福祉座談会で社協より説明を受け、とても有効かつ効果的な取り組みだと思いました。冬季の積雪時に、一人暮らしの高齢者・要介護者の

住宅周辺道路の除雪はスコップなどの手作業で行っており大変な重労働で、時間もかかります。

また、集落では高齢化が進んで除雪作業員の確保が困難になりつつあり、除雪機があれば容易となり、積雪時に災害など発生した際の、緊急避難経路の確保・消防団の迅速な活動にも有効です。

地域住民の安心・安全に効果的な事業であり、ぜひ各集落はこの事業を活用され、地域防災力の強化に繋げて、暮らしやすいまちにしてください。

集落の支援愛、助け合いの仕組みづくりの一環として次年度に「除雪機購入助成事業」を検討されませんか？

この事業については一定の要件がありますので、ご不明な点は、社協にお問い合わせください。

問合せ先 総務課 TEL 52-3600

こんなことがあったらご相談ください



相談員

はい、「こちら琴浦町社会福祉協議会 ことうらあんしん相談支援センターです。」

母親が一人暮らしをしているのですが、最近、ときどき物忘れがあるみたいで、先日、通帳や財布をどこにしまったか忘れ、買物や支払いができないと言ってきたので心配なんです。



相談者



それは心配ですね。でも大丈夫です。社協では通帳、印鑑の預かりサービスのほか日常の金銭の遣り繰りのご相談を**生活支援員**がお受けしております。

今後、物忘れが進行したらどうしたらいいのですか。



そうですね。その時は社協が後見人（保佐・補助人）となり、お母さまの意思決定を尊重しながら、安心して生活できるよう援助する制度があります。

例えばどういうことをしてもらえますか？



土地や建物の管理、金融機関との手続き、年金や障害者手当金の手続き、相続・贈与・遺産分割の手続き、介護契約や福祉サービスの契約及び解約、福祉施設への入所契約などがあります。

※援助内容は成年後見申立の類型により異なります。

家族とさっそく相談してみます。



問合せ先 ことうらあんしん相談支援センター TEL：52-3600

生活支援員として



森下 啓子 さん

私が日常生活自立支援事業の生活支援員をお受けしてから一年半が過ぎました。

社協の支援事業に賛同し協力させていただくことができてとてもうれしく思っております。高齢者の方々や障がい者の方々との関わりは難しい一面がありますが、お互いの気持ちに分かり合えた時の喜びは言葉では言い表せないものがあります。

障がいのある方でも自立した日常生活が送れるように相談に乗ったりアドバイスをさせていただいたり、また行政からの文章など理解が難しい場合は同行させていただき担当者からわかりやすく話していただきなどのお手伝いをさせていただいています。地域から孤立することなく生活できるように気を配っています。社協の方達も一緒になって声をかけてくださったり、本人の気持ちに温まってくのが感じられます。自立した日常生活と精神面の安定を支えていければと思っています。日々勉強です。

令和元年度

第1回 福祉委員、愛の輪協力員研修会を開催しました



講師 市橋千重さん

令和元年7月21日(日)に琴浦町福祉センターで第1回福祉委員・愛の輪研修会を行いました。

講師の中部福祉保健局 障がい者支援課 市橋千重さんから、ひきこもりの方への地域での関わり方について実践を交えてお話しをしていただきました。

当日は区長さん、福祉委員さんをはじめ愛の輪協力員さん、民生児童委員さんなど100名を超える参加があり、参加者の関心の高さが伺えました。

参加者からは「実際に自分の地域にひきこもりの方がおられるが、あせらず地域で見守っていくようにしたい」などの声が聞かれました。

社協では、孤立をしても安心して暮らせるようなまちづくりを、町民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思います。

夏休みボランティア体験をしました！



この事業は赤い羽根共同募金の助成金で実施しています。

社協では、夏休み期間中に子どもや高齢の方、障がいのある方などとの交流を通して、気づきや学びができることや、福祉への興味を持つきっかけとしてもらうことを目的に夏休みボランティア体験事業を行っています。

今年は小学5年生から高校生までの40名に町内福祉施設、保育園など18施設でボランティア体験をしていただきましたので、参加者の感想を紹介します。



浦安小学校5年
足達祐菜さん

誰にでも優しく親切にすると、お互いに楽しく温かい気持ちになると分かりました。
(体験先：琴浦町社会福祉協議会 ふれあい事業所)



聖郷小学校6年
山田 茜さん

園児たちとの交流は楽しかったですが、実際に一日ボランティアをしてみると、とても疲れました。保育士さんは大変だなと思いました。
(体験先：こがねこども園)



東伯中学校1年
手嶋麗奈さん

高齢者の人たちとお話をしたりして楽しく過ごせました。これからも、高齢者の方との交流を大切にしていきたいです。
(体験先：琴浦町社会福祉協議会 デイサービス)



集落の行事に必要なもののために、ご利用してみませんか

例えば、夏祭りのはっぴ、グラウンドゴルフの道具、レクリエーション用具、もちつきの臼や杵の購入費用、集落の交流会案内チラシの印刷代など集落の方が集まる行事にご活用ください。



集落のみんなでワイワイ！
グラウンドゴルフ大会



ドンドコ！ドン！！
集落のみんなで夏まつり

ペッタン！ペッタン！
集落の年末行事として



琴浦町共同募金 活用助成事業募集！

助成の対象	琴浦町内の集落・団体等
募集期間	令和元年10月1日～12月27日
審査会	令和2年2月予定
配分時期	令和2年度に配分

※くわしくは、担当までお問合せください。



問合せ先

琴浦町共同募金委員会(琴浦町社会福祉協議会内)
琴浦町大字浦安123-1 TEL 52-3600 FAX 53-2035

「もったいない」を「ありがとう」に変えるチャンス

フードドライブにご協力下さい！

ご家庭で余っている食品や使われていない食品を、児童福祉施設や子ども食堂など必要としている方や団体へご提供してみられませんか。



ご提供いただきたい食品

- 缶詰(肉、魚、野菜など)
- インスタント食品、レトルト食品(カップ麺、カレー、味噌汁、スープなど)
- 乾物(乾麺、海苔、ふりかけなど)
- 飲料(お茶、コーヒー、ジュースなど)
- ギフトパック(お中元・お歳暮など)



ご注意ください！

ご提供いただける食品には
下記のものであることが必要です。

- 賞味期限が明記され、かつ11月2日から3ヶ月以上あるもの
- 常温保存の可能なもの
- 未開封で、包装や外装が破損していないもの

募集期間

令和元年10月1日(火)～
11月2日(土)

食品の流れ



◇問合せ先 総務課 電話52-3600 FAX53-2035

心のふれあい

篤志ありがとうございます
(受付順に掲載)

金額・氏名等の掲載は寄付者の申し出によるものです。
令和元年7月1日～令和元年8月31日分

本会にお寄せいただいた寄付金は、確定申告により所得税に係る寄付金控除の対象となります。

香典返し・玉串料返し

(単位：円)

金 額	住 所	寄 付 者	故 人	金 額	住 所	寄 付 者	故 人
志	杉 地	古 山 裕 子	八千代	志	上 光 好	三 浦 幹 雄	俊子
志	逢 束 4 区	丸 本 幸 政	実	20,000	上 野	澤 田 末 雄	すな
200,000	逢 束	岩 見 弥 生	和美	志	三 本 杉	坂 根 浩 一	英之
志	中 尾	長 池 康 工	静雄	志	上 中 村	福 本 京 子	初枝
志	八 幡 町	林 原 久 男	多美枝	志	港 町	宮 脇 忍	寿行
志	駅前通り	浪 花 やよひ	義幸	志	北 栄 町	眞 山 亘 勝	満寿子
志	浦 安 7 区	森 長 真 澄	平井幸子	志	坂 ノ 上	生 越 満	裕美子
志	八 橋	西 山 秀 樹	善次	志	宮 木	池 口 美佐夫	美代子
志	大 成	安 岡 富貴子	拓治	志	出 上 5 区	福 本 正 純	佐津子
30,000	筥 津	宮 代 篤 信	和子	志	塩 屋	原 田 美紀子	福田 愛
志	仲 之 町	江 原 治 雄	惠美子				

一般寄付

(単位：円)

金 額	住 所	寄 付 者	摘 要
9,000		匿 名	社会福祉事業へ
15,800	徳 万	琴浦町職員労働組合	社会福祉事業へ
12,500	下 伊 勢	T H C チャリティーゴルフ	子ども食堂へ
3,200		匿 名	社会福祉事業へ

物品寄付

(令和元年7月1日～令和元年8月31日分)

住 所	寄 付 者	摘 要
	琴浦町東伯赤十字奉仕団	車いす 1 台
	J A 鳥取中央農協	すいか(がぶりこ) 1 玉、メロン(ペルルメロン) 2 玉
二 軒 屋	生 田 昌 弘	すいか 10個
	匿 名	レクリエーション用具(ボッチャ 2セット)
	セブン-イレブン琴浦逢束店	食料品一式



琴浦町東伯赤十字奉仕団 様



J A 鳥取中央農協 様



生田昌弘 様



匿 名



セブン-イレブン琴浦逢束店 様

※福祉だより84号(8月号)に掲載の記事「新役員・評議員の選出」について、氏名の表記に誤りがありました。訂正し深くお詫び申し上げます。

(正)	(誤)
監事 前田永宣	監事 前田永宣

元気
になる
言葉

百聞は一見に如かず。百見は一考に如かず。
百考は一行に如かず。

令和元年度 琴浦町福祉大会開催のご案内



この事業は
赤い羽根共同募金の
助成金で実施
しています。

日時 令和元年10月19日(土) 13時30分～15時30分

会場 カウベルホール

内容 ◆演題 誰も置き去りにされない社会を目指して
◆講演 現代教育行政研究会 前文部科学省事務次官 前川喜平氏

ボランティアとして、**夜間中学**で生徒を指導されている経験をもとに、**貧困**
や**病気**、**不登校**など**教育現場が抱える問題**について、お話をいただきます。



第1回 ことうら福祉検定フェスティバル開催のご案内

～あなたの福祉知識を試してみませんか?～

※今年からふくしまつりは中止となりました。

日時 令和元年11月30日(土) 9時30分～12時30分

会場 琴浦町社会福祉センター(琴浦町浦安)

内容 “福祉”に関することをクイズ形式や体験を通して
学び、知識や技術を地域社会で活かしましょう!

検定試験サンプル

【初級編】

毎年10月1日から始まる募
金運動を何といいますか?
〇〇羽根募金運動

- ◆町民だれでも参加できます。ただし小学3年生未満は保護者同伴でお願いします。(事前申込が必要です:先着70名まで)
- ◆申込期限11月15日(金) ◆参加者全員に参加賞があります。

問合せ(申込)先:総務課 TEL:52-3600 FAX:53-2035

相談日のお知らせ

秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。
本所(社会福祉センター)と赤碕支所(老人福祉センター)で相談受付をしています。
お間違えのないよう、お願いいたします。



本所 TEL:52-3600
支所 TEL:55-1124

本
所
の
予
定

法律相談(司法書士)

予 約 制

日程: 10月23日(水)
11月27日(水)

時間: 13:30～15:30

*法律相談は**本所のみ**となります。

心配ごと相談

日程: 10月2日(水)
時間: 9:00～11:00

行政相談

日程: 10月16日(水)
11月20日(水)
時間: 9:00～11:00

赤
碕
支
所
の
予
定

心配ごと相談

日程: 11月21日(木)
時間: 13:30～15:30

行政相談

日程: 10月24日(木)
11月28日(木)
時間: 13:30～15:30

※心配ごと相談は、今年度より月ごとに本所・支所の交互開催とさせていただきます。ご了承ください。